

関東地方整備局における道路管理の取り組み

国道 298 号東京外かく環状道路のゴミのポイ捨て、 違法駐車対応について

国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所

1. はじめに

国道 298 号東京外かく環状道路（外環道）は、東京都心から約 15km の圏域を環状に結ぶ、全延長約 85km の幹線道路で、都心部からの放射道路を相互に連結し、都心方向に集中する交通を分散するとともに、都心部の通過交通をバイパスさせる役割を担い、都心の渋滞緩和や環境の改善を図る環状道路です。

埼玉県内の外環道は、専用部（自動車専用部）と一般部（国道 298 号）が併設する構造となっており、平成 4 年度より、順次開通し、北首都国道事務所は、埼玉県和光市～埼玉県三郷市の一般部（国道 298 号）30.6km の維持管理を行っています。

国道 298 号は、主要幹線道路とはアンダー立体的な道路構造となっており、立体交差流出入部となる連結側道は、道路幅員が広がっています。また自専道のオン、オフランプが設置されており、合流部での路肩幅員が広い構造となっています。このため、トラックや営業車等が、休憩や食事を取るために違法駐車し、弁当容器や飲み物容器、ビニール袋等のゴミのポイ捨てが後を絶ちません。このような状況により、他の道路利用者や近隣の住民からの苦情も多く、また、違法駐車による交通安全上の問題が発生している状況です。

本稿では、これらのゴミのポイ捨て、違法駐車対策について紹介いたします。

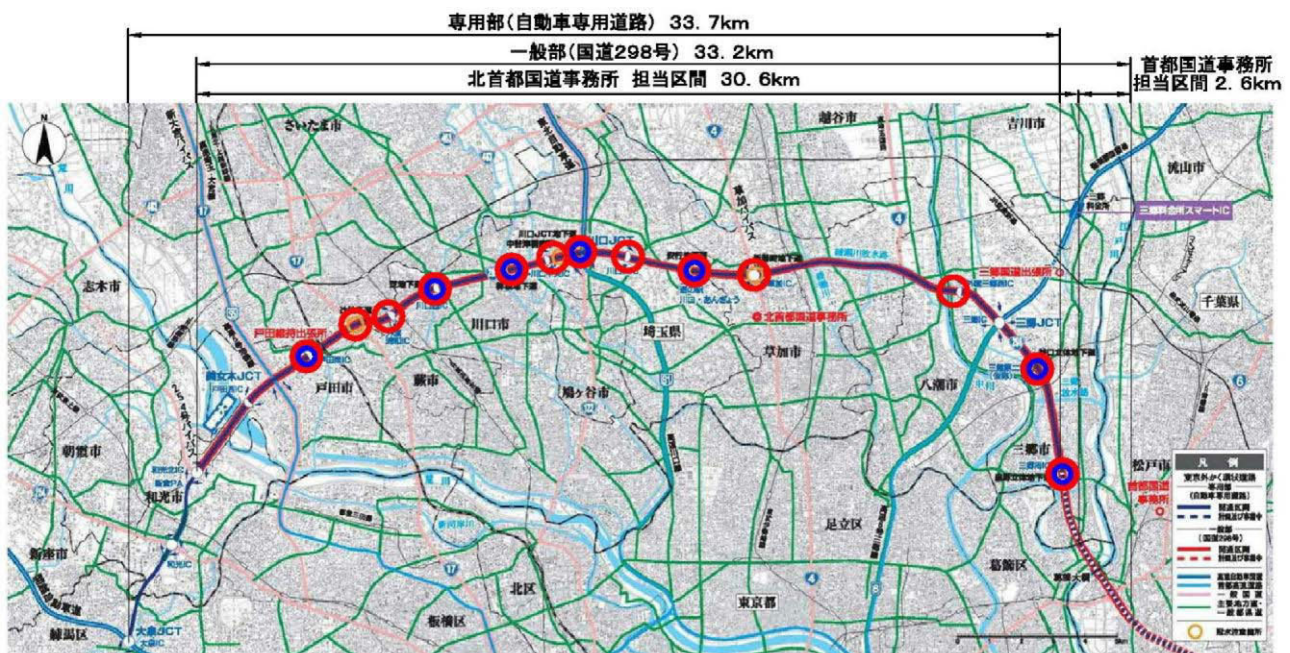


図-1 国道 298 号管内図

2. ゴミのポイ捨て状況について

国道 298 号は、埼玉県内の市街地に新設された道路のため、環境対策として環境施設帯が片側に 20m 整備され、本線と側道の間には遮音壁により、仕切られています。通常の幹線道路沿いにある駐車場を有する飲食店等がほとんどないことから、トラック等のドライバーが、駐車できるスペースとして、連結側道で違法駐車をしている状況です。

このため、多くはガードレールの外側にゴミを捨てられている状況であり、ゴミの回収は路面清掃車による清掃では困難で、人力で行わざるを得ない状況でありました。

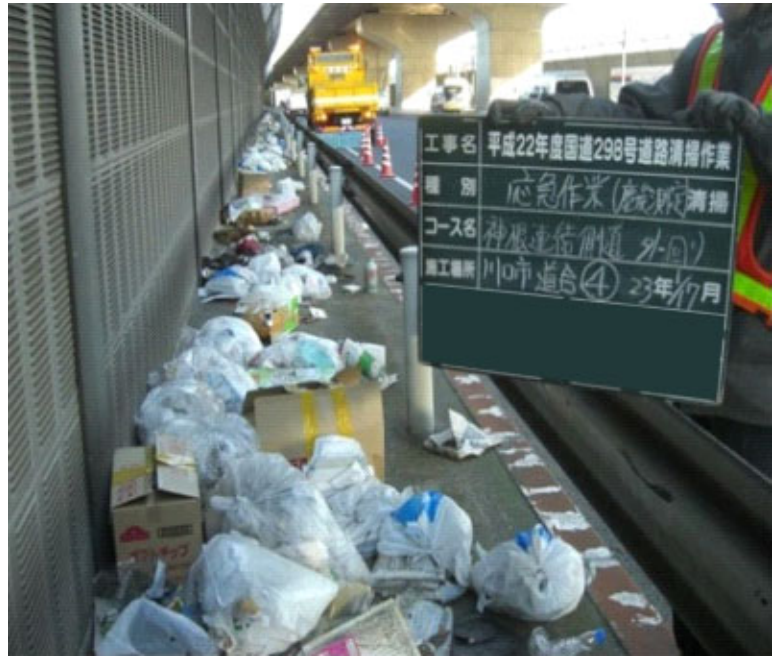


写真-1 対策前のゴミのポイ捨て状況

3. 対策について

3.1 検討会の設置

この問題の解決にあたり、所轄警察署と関係自治体から構成される「国道 298 号違法駐車・ポイ捨て対策検討会」を平成 23 年 2 月に設置し、課題箇所の抽出及び対策について検討を進めました。

3.2 検討箇所

検討会では、アンダー立体及び IC ランプ箇所の 13 箇所のうち、検討を実施する箇所として、違法駐車やゴミのポイ捨て量の多い、川口市内の芝立体、神根立体、川口中央 IC 付近、川口 JCT 付近、川口東 IC 付近、安行立体の 6 箇所と、三郷市内の鷹野立体、谷口立体の 2 箇所の合計 8 箇所を抽出しました。



写真-2 対策検討会

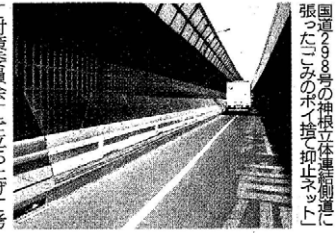
3.3 試行第 1 弾 (ポイ捨て抑止ネットの設置)

検討会では、ゴミのポイ捨ての要因把握を検討した結果、「外環道の環境対策として本線と環境施設帯の間には遮音壁が設置され、日中でも薄暗く、遮音壁とガードレールの間の部分は目立たなくなっており、この隙間の部分に、ゴミのポイ捨てが多くなっていた。」と推測されたため、遮音壁と路側帯の間にポイ捨て抑止ネットを張る対策案が立案され、試行として川口市神根立体、三郷市谷口立体の 2 箇所対策を実施しました。

「ごみのポイ捨て抑止ネット」設置

川口・三郷の国道298号

国土交通省北首都圏道事務所（草加市）は22日までに川口、三郷市内の国道298号立体連絡側道2か所に「ごみのポイ捨て抑止ネット」を設置した。これは両市の国道298号立体連絡側道8か所で違法駐車した車からのカンやペットボトルなどのごみのポイ捨てが多いため、試行的な対策。同事務所と川口、三郷両市の関係自治体、警察が先に「違法駐車・ポイ捨て

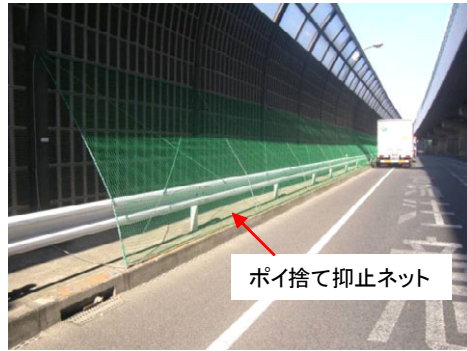


国道298号の神根立体連絡側道に張った「ごみのポイ捨て抑止ネット」

て対策委員会を立ち上げて考えてアイデア。今回、神根立体（川口市）と谷口立体（三郷市）にある連絡側

道の遮音壁と路側帯の間にネットを張り、「ごみを捨ててもほね返って車道側に落ち、以後、捨てなくなる効果を狙っている。同事務所は「今後、効果を検証して、効果が上がることが分かれば、芝立体（川口市）など他地域にも広げたい」と話している。（広川一六）

資料-1 (出典：埼玉新聞平成23年4月23日付)



ポイ捨て抑止ネット

写真-3 対策状況

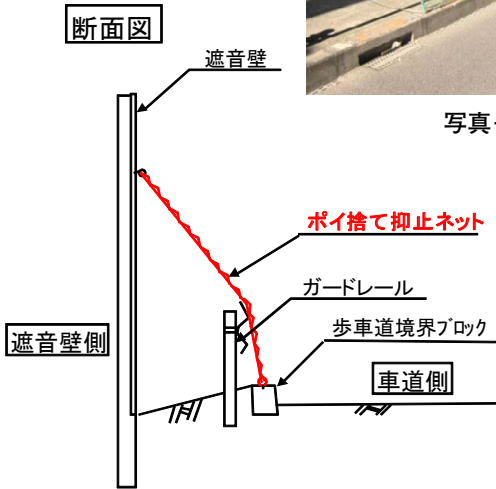


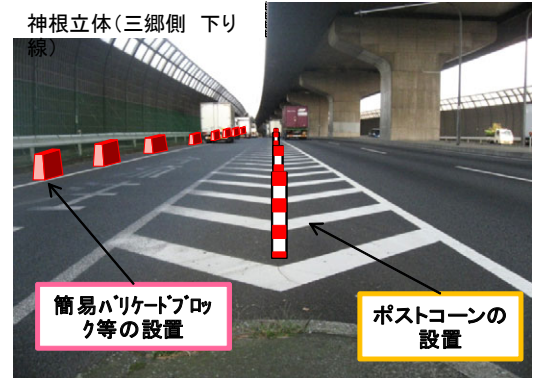
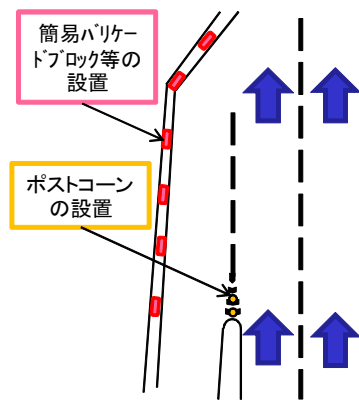
図-2 ゴミのポイ捨て抑止ネットの構造図

3.4 試行第2弾（違法駐車対策）

試行第1弾のネット設置直後は、ゴミのポイ捨ては減少したものの、その後は、また増加傾向にありました。

検討会では、違法駐車内からゴミのポイ捨てされるゴミが大部分を占めることから、物理的に駐車されない対策案が立案され、所轄警察署の協力のもとで、分合流部の縮小、簡易バリケードブロックの設置、ソフトノーズ部へポストコーンを設置する試行を、川口市芝立体、神根立体と、三郷市谷口立体で対策を実施しました。

神根立体の違法駐車対策 ～路肩部に簡易バリケードブロック及びソフトノーズ部にポストコーンを設置～



イメージ図



写真-4

バリケードブロック設置

4. 対策後のゴミのポイ捨て抑止効果

試行の第一弾として実施した、ゴミのポイ捨て抑止ネット設置の効果は、神根地区において設置前と比較し、1.35 m³/月あったものが、設置後は0.30 m³/月と減少したものの時間の経過とともにゴミの量は増加しました。

さらに、試行の第2弾として簡易バリケードブロック等を設置する違法駐車対策を実施した結果、ゴミの量は0.10 m³/月に激減しました。無対策時と比較して、92%減少する効果が得られました。

また、対策実施箇所のゴミのポイ捨てに関する苦情件数も、ゴミの量が減ったことにより、減少傾向にあります。

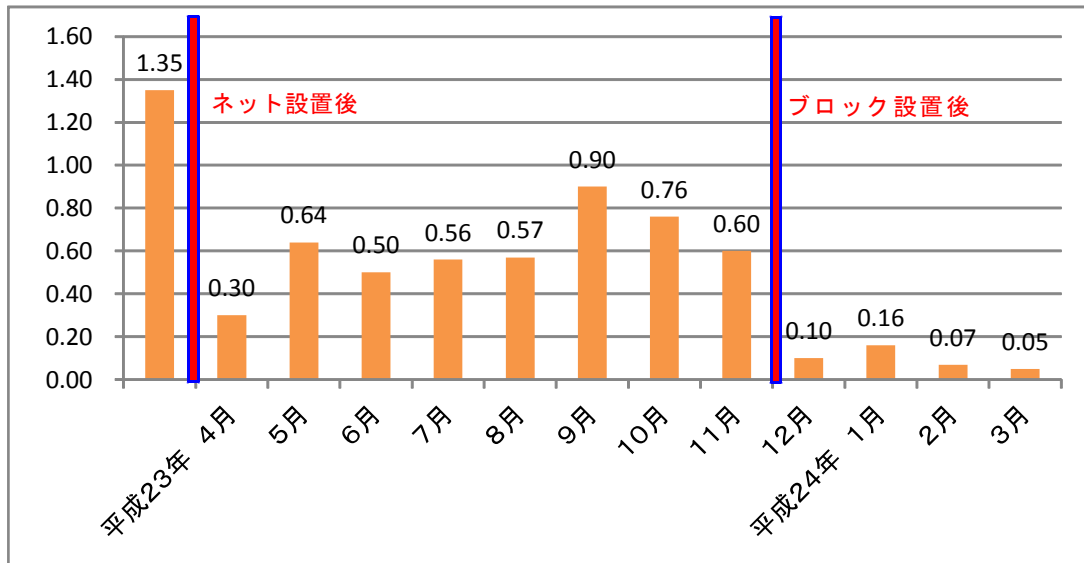


図-3 対策後のゴミの回収量 (単位: m³/月) (神根地区)

5. 終わりに

本来、違法駐車やゴミのポイ捨て、不法投棄は、道路利用者のマナーによって守られるべきものですが、残念ながらゴミのポイ捨て、不法投棄が継続的に発生している状況でありました。

今回の対策は、所轄警察署や関係自治体の協力を得て、対策検討会で立案された対策を実施することにより、環境改善の効果が顕れるとともに、ゴミの回収量が減少し処分費の縮減が図られる結果となりました。

この結果を踏まえ、その他の箇所についても所轄警察署や関係自治体の協力を得ながら、順次、対策を実施しており、未実施の箇所についても引き続き検討を行っていく予定です。